平成２７年（フ）第３１７号
東京都あきる野市秋留１丁目７番地９メゾンラフィーネ502号、開始決定時の住所東京都あきる野市野辺1089番地６
破産者　辰口　孝久
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０４２号
東京都八王子市元八王子町１丁目48番地１エトワール103号
破産者　山本　美武
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６６号
東京都日野市大字日野1591番地
破産者　池田美智代
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８６号
愛知県岡崎市北本郷町字野添40　アビタシオン酒井405号室
破産者　亡林孝次郎相続財産
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７８９号
札幌市白石区菊水２条２丁目３番13号　シエスワ・ウエスト203号
破産者　竹内　恭子
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３号
群馬県太田市成塚町150番地３　成塚県営住宅Ａ－１号、開始決定時の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美746番地12
破産者　山銅　隆夫
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３３４号
静岡県沼津市共栄町14番地の５、前住所静岡県裾野市呼子３丁目11番10号
破産者　北藤　吉男
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４０号
長野県下伊那郡松川町大島1909番地
破産者　樽澤　　智
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３０３号
岐阜市岩崎２丁目９番３号　(106)
破産者　井上　早苗
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３９７号
岐阜市北山３丁目13番１－508号　(シャルム北山)
破産者　三枝　　剛
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８２号
愛知県豊橋市東脇１丁目16番地８（203)、従前の住所愛知県豊橋市多米東町３丁目17番地の11
破産者　井本　　昌
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９１３号
横浜市栄区桂台東９番13号
破産者　村田　　潤
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０３５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目９番12－105号
破産者　坂井　敏明（旧姓小吹）
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７６号
神奈川県藤沢市遠藤704番地の９　エクセドラ湘南101
破産者　石井　和男
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７号
愛知県豊田市大沼町石坂２番地２、開始決定時の住所愛知県豊田市花沢町柵口12番地２
破産者　奥村　哲也
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目９番17－401号
破産者　野村　倫生
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１２号
佐賀県唐津市西城内３番34号
破産者　山口ちひろ
1　破産債権の届出期間　平成28年６月17日まで
2　一般調査期日　平成28年６月28日午前10時30分
平成28年５月31日　佐賀地方裁判所唐津支部